

富山県 歩道除雪協力活動について Q&A

Q1 除雪機械の貸与台数は1団体につき1台までか？

A1 原則、1団体1台までとさせていただきます。

Q2 歩道の除雪はいつ、どれくらいの頻度で実施すればよい？

A2 実施区間の除雪・積雪状況を考慮した上で行うものとし、実施時期及び作業頻度については実施団体の判断に委ねるものとします。

Q3 除雪を実施する期間はいつからいつまでか？

A3 富山県の除雪シーズンである11月15日～翌年3月31日までとします。

Q4 県から貸与される除雪機械の保管方法は？

A4 実施期間中は、各団体の用意する保管場所において、各団体の責任において保管していただきます。

Q5 保険の内容は？

A5 賠償責任保険金額：3億円 免責1,000円
障害保険金額：死亡・後遺障害 1,000万円
入院 5,000円/日
通院 3,000円/日

※保険加入手続きは県で行います。

Q6 県に提出する書類にはどのようなものがあるか？

A6 ・実施団体構成員の方の名簿
・活動計画書（実施区域、参加人数等）
・活動報告書（作業が終了するごとに）
※このほかにも、県が書類の提出を求める場合があります。

Q7 市町村道の歩道のみを除雪したいが、市町村でもこのような貸与制度はあるのか？

A7 各市町村にご確認ください。